

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第33号

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡県議会委員会条例（昭和31年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第10条の2</b> 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害の発生により全委員の招集が困難と認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p><b>第10条の2</b> 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の調製は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができ</u></p>

る。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

8 第3項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の配布は、議長の定めるところにより、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。